求職者等に対するハラスメント防止基本方針

社会福祉法人かながわ共同会は、採用活動において、すべての求職者等（求人応募者、説明会・就職相談会参加者、見学者、実習生、その他、採用活動に関係する者）の人格と尊厳を尊重し、安全かつ公平な環境で採用選考を行うため、本方針を定めます。

１　求職者等に対するハラスメントの定義

求職活動等において、職員の優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、求職者等の就職活動環境を害する行為。

２　対象となる行為

以下は例示であり、これらに限られるという趣旨ではありません。

- 食事やデートへの執拗な誘い
- 性的な冗談、からかい、質問
- 人格を否定するような暴言、威圧的な言動
- 「内定辞退」を強要する行為
- 出身地、宗教、思想・信条、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等に関する差別的言動

３　求職活動等に関するルール

- 面接や面談は、原則として第三者の目がある環境で行います。
- 選考に必要のない事項（思想・信条、家族関係、性的指向など）はお尋ねしません。
- 連絡は法人の連絡先を使用し、職員個人の連絡先との交換や私的な連絡は行いません。
- 面接後の面会や連絡は、原則として求職者のご希望に応じて行い、必要性・緊急性がある場合を除き、法人側から私的な連絡は行いません。

４　相談窓口

担当者：社会福祉法人かながわ共同会　法人事務局　人材企画部長
TEL：0463-80-8301
Mail：hoj-jinji1@kyoudoukai.jp

相談にあたっては、申し出をした相談者等及び関係当事者のプライバシーに十分留意します。
相談したこと又は事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いは行いません。

５　求職者等に対するハラスメントが発生した場合の対応

相談があった場合には、事実関係を確認のうえ、適切かつ迅速に対応します。事実が確認された場合は、被害を受けられた方への配慮を適正に行うとともに、就業規則に基づき厳正に対処します。また、再発防止に向けた措置を講じます。

令和８年10月１日
社会福祉法人かながわ共同会
理事長　山下　康